

一般競争入札説明書

公立大学法人沖縄県立看護大学が発注する令和8年度公立大学法人沖縄県立看護大学消防設備改修工事に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和8年6月19日（金）

2 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和8年度公立大学法人沖縄県立看護大学消防設備改修工事 |
| (2) 契約の内容 | 別添図面等のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日の翌日から243日間 |
| (4) 工事場所 | 公立大学法人沖縄県立看護大学（沖縄県那覇市与儀1丁目24番1号） |

3 競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とし、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当する者は、入札に参加できない。

ア 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年10月20日沖縄県告示第44号）第2条の規定による事業者であり、令和7・8年度沖縄県建設工事入札参加資格において「電気工事業」として登録されている者であること。

イ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であり、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後2年間の範囲内で、知事が定める入札参加停止期間を経過していること。

エ 建設業法に基づく建設業の許可を受けている者であること。

オ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

カ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。

キ 建設業法に基づき許可を受けている者で、本県に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。

(以下、資本関係・人的関係・設計業務受託者との関係・暴排条項・施工実績要件は原文どおり)

ク 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条 第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ケ 原則として、別添の設計書に表示する設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者である。

(ア) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

a 子会社等と親会社等の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、a については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

コ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと

サ 下記の対象工事を平成26年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体（特定JV）又は経常建設共同企業体（経常JV）の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。

対象工事 国、地方公共団体その他公共的団体（国立大学法人等）が発注した本工事と同等規模の工事（新営・改修は問わない）。

シ 配置予定技術者に関する要件

本工事は、電気設備工事及び機械設備工事を伴う消火設備改修工事であるが、その主たる工種は電気工事であるため、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）は電気工事に係る資格を有する者とする。

なお、当該技術者は工事期間中専任（専任を要しない期間を除く。）とし、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、各工事に係る技術者は、建設業法に基づき適切に配置すること。

また、機械設備工事については、管工事に係る有資格技術者を配置するなど、必要な資格を有する技術者を適切に配置すること。

(ア) 主任技術者及び監理技術者の資格要件

次の a 又は b のいずれかに該当する者をいう。

a 1 級電気工事施工管理技士

b これと同等以上の資格を有する者

1) 技術士（電気電子部門）又は総合技術監理部門（これに係るもの）の資格を有する者

2) 上記と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する資格を有する者）

(イ) 機械設備工事に係る技術者の配置

a 1 級管工事施工管理技士

b これと同等以上の資格を有する者

1) 技術士（機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門）又は総合技術監理部門（これらに係るもの）の資格を有する者

2) 上記と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する資格を有する者）

(ウ) 監理技術者として配置する場合の要件

監理技術者として配置する場合は、以下の要件を満たすこと。

a 監理技術者資格者証を有する者

b 監理技術者講習修了証を有する者

公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程 <※参考>

第 3 条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 入札者に求められる事項

上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、下記4(1)に掲げる場所に下記4(2)の申込期間内に下記4(3)に掲げた書類を提出すること。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者は、本件に係る入札に参加することができない。

4 入札参加申込及び期間

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書等を申込期間内に次の場所に持参し提出すること。FAXによるものは受け付けない。

入札参加資格の有無については、申込書確認の上、申請人に通知する。

(1) 申込場所

〒902-8513 沖縄県那覇市与儀一丁目24番1号

公立大学法人沖縄県立看護大学 総務課

電話番号 098-833-8800（担当：儀間）

(2) 申込期間

令和8年6月19日（金）から令和8年7月3日（金）

午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）

(3) 提出書類 別紙 事前審査型一般競争入札提出様式等一覧

ア 第3号様式 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設業の許可について（通知）（写）

ウ 建設業許可申請書別紙又は別表（写）

エ 変更届出書（写）※ 住所の変更等がある場合のみ

オ 入札参加適格合格通知（写）

カ 経営事項審査結果通知書（写）

キ 出資状況等の確認ができる資料

ク 様式2号 施工実績

ケ 任意様式 配置予定技術者の資格者証・両面（写）

有効な健康保険被保険所者証（写）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知（写）

監理技術者資格者証（写）（裏表）等（監理技術者を配置する場合提出）

5 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札保証金

公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第5条第1項第3号の規定に基づき免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定を準用）

7 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするもので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 8 年 7 月 10 日 (金) 午前 10 時

イ 場 所 公立大学法人沖縄県立看護大学管理棟 1 階大会議室 (那覇市与儀 1-24-1)

(3) 提出方法

(2)アの場所へ持参すること。郵送、電送等による入札は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加することができない者が入札をしたとき
- (2) 入札に関する条件に違反したとき
- (3) 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき
- (4) 同一人が、同一事項について 2 以上の入札をしたとき
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則 2 回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

10 最低制限価格

本件入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込に係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。

11 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長の定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 法人及び沖縄県における競争参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間（令和6年度・令和7年度）に国、地方公共団体その他公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 その他

- (1) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (2) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員に質疑応答書をもって説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 前金払いは契約金額の40%以内とする。
- (4) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。

13 入札及び設計図面等に対する質問及び回答

(1) 質問方法

「質問書」に記載のうえ、電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

公立大学法人沖縄県立看護大学総務課 syukan@okinawa-nurs.ac.jp

(3) 質問期間

公告日から令和8年6月25日（木）まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月30日（火）までに公立大学法人沖縄県立看護大学ホームページ内に掲載する。

(5) 現地確認

入札にあたり現地確認を希望する場合は、17の問い合わせ先あて連絡すること。

14 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を直接提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年7月3日（金）まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く）

午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出された申請書等は返却しない。

15 資格の適用及び有効期間

この公告に基づく資格は、本件業務の入札に限り適用し、有効期間は資格を取得してから契約締結日までとする。

16 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- (1) 称号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 資本金
- (6) 電話番号

17 その他注意事項

(1) 設計図面の読み替え

本工事は令和7年度に作成した設計図面を使用するものであるため、次のとおり読み替えること。

- ・設計図面に記載している「沖縄県立看護大学消火設備改修工事」は「沖縄県立看護大学消防設備改修工事」と読み替えること。
- ・設計図面に記載している工事年度の「令和7年度」は「令和8年度」と読み替えること。

18 問い合わせ先、各種書類提出先

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀 1-24-1

公立大学法人沖縄県立看護大学総務課 担当：儀間

電話：098-833-8800 FAX：098-833-5133